

職場改善用機器整備事業の創設

厚生労働省環境改善室

労働災害は、事業場の規模が小さくなるに従ってその発生頻度が高くなっており、労働者数100～299人の規模の事業場の度数率は労働者数1,000人以上の規模の事業場の5倍をこえています。また、労働災害全体に占める割合を見ますと、約8割が労働者100人未満の事業場、また、約7割は労働者数50人未満の事業場において発生しています。

このような状況をみますと、わが国の労働災害を減少させるためには、中小規模事業場、特に小規模事業場における安全衛生水準の向上を図ることが大変重要であります。

しかしながら、これらの小規模事業場では経済基盤が弱いこと等により、作業環境、作業方法の改善等の安全衛生対策の推進に加え、職場快適化のための措置や職場の喫煙対策等への取り組み状況も低調となっています。

このため、平成13年度より小規模事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とし、小規模事業場が安全衛生に係る機器の整備を行う場合に、その経費の一部の補助を行う「職場改善用機器整備事業」を開始しました。

以下に本事業の概要を説明いたします。

1. 対象事業場

本事業の対象となる事業場は、主に「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」（たんぼぼ計画）に参加している団体に属する小規模事業場（常時使用されている労働者数が50人未満の事業場）です。

また、本事業による補助を受けるためには、中央労働災害防止協会又は中央労働災害防止協会が

名簿登載した労働安全・衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受診し、機器の設置に係る計画を適切に作成することが必要となります。

2. 対象機器

対象機器は、次の3つになります。（別表参照）

(1)機械の安全化のための機器

労働災害を防止するため、動力機械の本質安全化に必要な各種自動機械安全装置、非常停止装置等の機器の改造又は取付けを行う場合に補助の対象となります。（機器によって、補助の対象となる経費の種類が異なります。）

(2)作業環境改善のための機器

労働者の健康を確保するため、有害な作業環境を改善するための排ガス装置、除じん装置等の機器の購入又は改善を行う場合に補助の対象となります。

(3)職場環境の快適化のための機器

都道府県労働基準局長による「快適な職場環境の形成のための措置の実施に関する計画（快適職場推進計画）」の認定を受けた事業場が、空気調和機、防音装置等を購入又は改善し、快適な職場環境形成のための改善をする場合に補助の対象となります。ただし、分煙設備に対する補助を受けようとする場合には、都道府県快適職場推進センターの実施する「職場における喫煙対策推進のための教育」を受講することが必要となります。

また、職場環境の快適化のための機器については、「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」の対象団体でなくとも、安全衛生活動を行っている団体に属しており、所属団体の推薦を受け、中央労働災害防止協会が指定する安全衛生教育を受

講している小規模事業場であれば対象となります。

3. 補助金の額

1 機器あたりの整備にかかる費用が20万円以上の機器を対象とし、その経費の3分の1を補助の限度とします。また、1事業場当たりの補助金の額は400万円を限度としています。

4. 申請窓口

「職場改善用機器整備事業」の申請窓口は、各都道府県に設置されている中小企業安全衛生推進センターになります。

相談は当該センターか所管の労働基準監督署にお願いします。

別表 職場改善用等機器

補助対象機器	補助事業の内容	補助を行う経費
1 機械の安全化のための機器	・ 動力プレス機械クラッチ改造等安全化	①改造経費（含機材費）
	・ 各種自動機械安全装置及び非常停止装置取付	①取付経費（含機材費）
	・ 業務用自動車に対するエアバッグの取付	①取付経費（含機材費）
	・ その他各種機械の安全装置及び非常停止装置取付	①取付経費（含機材費）
2 作業環境改善のための機器	・ 作業環境改善機器の購入（作業環境改善機器） 排ガス装置 除じん装置 局所排気装置 プッシュプル型換気装置 全体換気装置 防音装置 その他厚生労働省労働基準局長が必要と認める機器	①機器購入経費 ②機器改善経費
3 職場環境の快適化のための機器	・ 快適職場推進計画の認定を受けた事業場における職場環境改善機器の購入（職場環境改善機器） 空気調和機 防音装置 空気清浄機 洗身設備 機械換気装置 可変作業台 局所排熱装置 バランサー 冷房機器又は装置 排煙装置 暖房機器又は装置 電気集じん機 脱臭装置 全体換気装置 局所排気装置 照明機器 プッシュプル型換気装置 調光機 分煙設備 加除湿機器又は装置 リフレッシュカー 音声報知装置（ブザー、サイレン等に代わり音声で報知する装置） 電光等表示装置（音による報知の補助を表示により行う装置） その他厚生労働省労働基準局長が必要と認める機器	①機器購入経費 ②機器改善経費